

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

HP版議事録

(整理番号0858)

第2回特定最低賃金専門部会(鉄鋼)

令和5年10月24日 非公開

開催日時	令和5年10月24日	9時23分～10時25分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 2人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	1 特定最低賃金額の審議について		

議事録・議事要旨	議事録
----------	-----

事務局	<p>定刻前ではございますけれども、全員揃いましたので、事務局からご報告申し上げます。</p> <p>本日ご出席の委員は、公益代表委員2名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の合計8名でございます。これは、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしておりますので、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、公益代表の高橋委員におかれましては、所要により欠席でございます。</p> <p>また、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をさせていただく場合がございます。</p> <p>大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようお願いいいたします。</p>
-----	--

事務局	<p>おはようございます。</p> <p>それではただ今から、第2回目の群馬県鉄鋼業最低賃金専門部会を開催いたします。</p> <p>それでは、議事進行につきましては、[]部会長にお願いいたします。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
部会長	<p>はい。それでは、会議次第にしたがいまして、議事に入らせていただきます。</p> <p>議題の(1)、特定最低賃金額の審議に入りますが、その前に、事務局からご説明がありますので、お願ひいたします。</p>
事務局	<p>はい。着座にて失礼いたします。</p> <p>本日の議事の進行につきまして、ご説明いたします。</p> <p>群馬県鉄鋼業にかかる最低賃金改正額が、本日の専門部会でのご審議によって全会一致で議決された場合には、答申の手続を行っていただくことになります。</p> <p>他方、全会一致とならなかった場合には、その旨を審議会にご報告いたしまして、審議会においてご審議をいただくことになります。</p> <p>なお、本日のご審議の中で、個別協議等が必要になった場合には、別室を用意しておりますので、ご案内させていただきます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	はい。ただいまの説明について、ご質問等ござりますでしょうか。
	【特になし】
部会長	<p>はい。それでは、事務局のご説明のとおりといたします。</p> <p>これから、特定最低賃金改正額の審議に入ります。</p> <p>本日は、第2回目の会議ですので、労使それぞれから具体的な引上げ額についてご提示いただき、そこから審議を進めていきたいと思います。</p> <p>全会一致でとりまとめができますよう、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでははじめに、労働者側委員から、ご意見をお願いいたします。</p> <p>[]委員、お願ひいたします。</p>

労働者委員	<p>はい。労側 [] です。よろしくお願ひいたします。</p> <p>特定最賃の改正に関する考え方ということでは、第1回目の専門部会で述べさせていただきましたので、お時間の関係もあるということですので、早速具体的な金額を提示させていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>群馬県特定最賃の審議に係ってのは、4業種あります。また、それぞれの4業種の最低額、これの加重平均を出しますと、これが1,068円という金額になります。鉄鋼業だけ、若干金額が高いのですが、これを群馬県全体という視点で、3業種の方が965円に今なっていますので、この差額の103円。これを、2年かけて引き上げる考え方の上で、「52円」の要求をさせていただければと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
部会長	
使用者委員	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>それでは、使用者側委員からも、ご意見をお願ひいたします。</p> <p>[] 委員、お願ひいたします。</p>
部会長	<p>はい。使用者側の [] でございます。</p> <p>特定最低賃金は、特にこの鉄鋼につきましては、かなり実態と離れておりますので、設定の意味があるのかどうかという問題はあるのですけれども。それはそれとして、金額審議ということでございますので、「52円」という要求に対しまして、ご回答したいと思います。</p> <p>私どもは常々、賃金改定状況調査の第4表、これを参考に、或いは基準に考えております。特に第4表の①でございますけれども、群馬県Bランクの上昇率は、2.0%ということでございました。それで、鉄鋼976円の2.0%は、19.52円。これを切り下げまして、「19円」ということで、回答したいと思います。よろしくお願ひいたします。</p> <p>はい。ありがとうございました。</p> <p>労使双方のご意見を確認させていただきますと、労働者側委員からは引上げ額「52円」のご提示がありましたが、使用者側委員からは「19円」というご提示でした。</p> <p>それぞれのお考えがあり、ご意見はごもっともでございますが、33円の開きがあり、金額の開きが大きいようです。</p> <p>労使のお互いが、相手が主張されるご意見を踏まえたうえで、歩み寄ることはできないでしょうか。ご意見をお伺いしたいと思</p>

	<p>ます。</p> <p>それでは、再び労働者側委員の方から、ご意見をお願いいたします。</p> <p>■委員、お願ひいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。労側■です。</p> <p>「19円」という提示をいただきました。もう少し、歩み寄りが必要だと考えております。そういうことを踏まえまして、ただ、特定最賃につきましては、地域別最賃よりも相対的に高い水準の確保が必要だというふうに考えております。今年の地賃が40円だということですので、これは引上げ率にしますと4.47%ということになります。この地賃の引上げ率、これを反映して繰り上げて、「44円」の提示をさせていただければと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>それでは、使用者側委員からも、ご意見をお願いいたします。</p>
使用者委員	<p>はい。■でございます。</p> <p>「44円」という要求をいただきました。今年の最低賃金の議論の中では、物価上昇というものが非常に大きい影響力を持っていることになったのですが。令和4年の前橋の物価上昇率3.0%という数字でございますので、976円×3.0%、29.28円。切り捨てまして、「29円」を提示したいと思います。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、労使双方の提示された金額を確認させていただきます。</p> <p>労働者側委員からは、引上げ額「44円」を提示され、使用者側委員からは、「29円」が提示されております。</p> <p>かなり歩み寄っていただきましたが、まだ、隔たりがございます。もう少し歩み寄せないでしょうか。</p> <p>労働者側委員から、ご意見をお願いいたします。</p> <p>■委員、お願ひいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。労側■です。よろしくお願ひいたします。</p> <p>「29円」ということをいただきました。今、■委員の方からは、令和4年の前橋の物価上昇率ということでの提示だったというふうに認識しております。労側としましても、今年の最賃につき</p>

ましては、消費者物価指数が注視されたということは、同じ認識になっておりまして、最終的には労使双方で、この消費者物価指数の上昇率を考慮した引上げ額で合意したというふうにも認識しております。

先ほど、■委員の方からは令和4年の前橋の物価上昇率ということでしたが、実際の地賃の中賃の方では、消費者物価指数の考え方ということでは、令和4年の10月から令和5年の6月の数字が提示されたかなというふうに思っております。前橋の物価指数は4.5%ということあります。これを、976円に4.5%かけますと、43.62ということになります。これを繰り上げて、先ほどと同じ額にはなりますが、「44円」で、再度提示させていただければというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

部会長

ありがとうございました。

それでは、使用者側委員は、いかがでしょうか。

■委員、お願ひいたします。

使用者委員

はい。■です。

労使で議論をして歩み寄っていかなければいけないと思いますが、「44円」で、歩み寄りはなかったのですが。

昨年の特定最賃の引上げ額が、過去最高の30円ということでしたので、そこを考えて、「30円」ということで、提示したいと思います。

部会長

はい。ありがとうございました。

労働者側委員からは、先ほどと同額の「44円」とするご意見があり、使用者側委員からは1円歩み寄っていただきまして、「30円」の引上げ額が提示されています。金額の開きが縮まってきてはおりますが、まだ開きがあるようです。

本製造業の鉄鋼の特定最低賃金引上げ額に関して、第1回目の専門部会では、鉄鋼産業の現場が危険リスクの高い業務が多く、優秀な人材を確保するためにも、賃金の引上げが重要との労働者委員からのご意見があった一方で、円安や原材料高騰などにより、企業経営状況は厳しいという、使用者側委員からのご意見がありました。特定最低賃金は、労使がイニシアティブを十分に発揮していただいて、設定されるという性格のものでございます。

この趣旨をお汲みいただいたうえで、ご意見をお願いしたいと思います。

労働者側委員は、いかがでしょうか。

	■委員、お願ひいたします。
労働者委員	はい。労側■です。 今、部会長から色々説明いただいたということで、実際使側からも1円歩み寄りをいただきました。その中でも、やはり冒頭申し立たように、地賃よりも高い水準の確保、これを目標としていきたいというふうに考えております。そういうことを踏まえまして、先ほど消費者物価指数という考え方変わらないのですが、先ほど43.92を繰り上げでということで提示させていただきましたが、こちらを切り捨てまして、1円歩み寄って「43円」を提示をさせていただければというふうに思います。よろしくお願ひいたします。
部会長	ありがとうございます。 使用者側委員は、いかがでしょうか。
	■委員、お願ひいたします。
使用者委員	はい。■です。 先ほどは30円ということでご提示をしましたけれども、更に歩み寄りをということでは、引上げ率を4.0%といたしまして、976円の4.0%、39.04円、切り捨てまして「39円」を提示したいと思います。
部会長	はい。ありがとうございます。 ただいま労働者側委員と使用者側委員から、消費者物価指数を根拠にしたご意見と提示額をそれぞれお出し頂きました。労使のご意見にかなり歩み寄りが認められるところですが、先ほども申し上げましたように、特定最低賃金につきましては、労使の皆さんのがイニシアティブを十分に發揮することによって円滑に審議がなされるものと理解しております。 このため、合意を目指して更に歩み寄っていただくご意見をお願いしたいと思います。
	労働者側委員から、いかがでしょうか。
	■委員、お願ひいたします。
労働者委員	はい。労側■です。 先ほどの提示から「39円」ということで、大幅に歩み寄っていたいのかなというふうに思っております。先ほどから部会長よりご説明ありますように、労使のイニシアティブでということで、一旦ここで、労使で会議をさせていただければというふう

	に思いますが、よろしいでしょうか。
部会長	はい。ただいま労働者側委員から、労使協議の申出がございました。これにつきまして、使用者側委員のご意見はいかがでしょうか。
使用者委員	はい。■でございます。 労使でちょっと詰めていきたいなというふうに思いますので、出来ましたら労使の議論の場を設けていただきたいと思います。
部会長	ありがとうございます。 それでは、使用者側委員からも、労使協議の実施に同意するというご意見をいただきました。 それでは、労使協議のため一時休会といたします。 労使委員の皆様がお戻り次第、再開いたします。
	【協議のため、休会】
部会長	ご協議お疲れさまでございました。 それでは、審議を再開させていただきます。 労使協議を踏まえまして、ご意見をお伺いしたいと思います。 どなたからご発言いただけますでしょうか。 はい。■委員、お願ひいたします。
労働者委員	はい。労側■です。 まずは協議の時間をいただきましたことに、感謝を申し上げます。どうもありがとうございました。 協議の結果ですが、結論から申しますと、労使双方の主張をしつつ、最終的には「41円」の金額で合意を得ることが出来ました。ありがとうございました。経過につきまして、私の方から説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。 労使双方の歩み寄りということで、まず、私どもからしますと、使側の歩み寄りがあったものの、まだ提示額には差があるということもありましたので、踏み込んだ論議をしたいという旨を伝えまして、「42円」の要求させていただきました。 これに対しまして使側委員の皆さんからは、先ほどから更に歩み寄りということで、「40円」の提示をいただきました。 その「40円」という提示を受け、労側としまして、地賃の引上げ額以上の結審を目指している考え方、こちらは変わらないとい

	<p>うことを踏まえつつ、ただ、とは言え更に一步歩み寄るということで、「41円」の提示をさせていただきました。</p> <p>この「41円」の提示に対してということで使側の方からは、最賃と同額の40円までの歩み寄りということでは、過去最高の昨年度の額と比較してもかなり大きな額となるということからすれば、再度の「40円」という提示をいただきました。</p> <p>ただ、それを受けつつ、労側としては、先ほど来、申してた、今回地賃以上の引上げ額と、他県では既に目安額を上回る額での結審がされているような地域もあることを踏まえれば、群馬県においても地賃を上回る引上げ額として、産業を魅力あるものにするという考え方から、地賃を1円上回る「41円」ということで、再度提示をさせていただきました。</p> <p>最終的に、それに対しまして使側委員の皆さんから、これまでの労使関係を鑑みて、歩み寄りに加えて労側のこだわる地賃より1円上回るという、この「41円」で合意をいただいたということになりました。</p> <p>合意をいただきました使側の皆様には、本当に感謝申し上げます。ありがとうございました。</p> <p>私の方からの説明は、以上になります。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>ただ今■委員からご発言がございまして、労使協議の結果、本製造業、鉄鋼の最低賃金を41円引き上げること。結果として時間額を1,017円とすることで合意されたとのご報告をいただきました。</p> <p>念のため、使用者側委員の方々にもお伺いしたいと思いますが、これでよろしいでしょうか。</p> <p>■委員、お願ひいたします。</p>
使用者委員	<p>はい。■委員のお話のとおりで、なかなか厳しい状況ではありますけれども、最終的には労使のイニシアティブということを重要視して、決めさせていただいたという次第であります。</p> <p>以上です。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>他の労使委員の方々も、よろしいでしょうか。</p>

【特になし】

部会長	<p>はい。それでは、労働者側委員と使用者側委員におかれましては、本製造業鉄鋼の最低賃金額を 41 円引上げて、時間額 1,017 円に改正するということで合意されたことを確認いたしました。</p> <p>公益委員は、このことについてご意見ござりますでしょうか。</p>
	【異議なし】
部会長	<p>ご同意いただけますでしょうか。</p> <p>はい。それでは、ご同意いただきありがとうございます。</p> <p>それでは、まとめさせていただきます。</p> <p>本専門部会では、本製造業鉄鋼の最低賃金額を、現行の 976 円から、41 円引上げて、時間額 1,017 円とすることを、全会一致で決定させていただきます。</p> <p>この後の手続については、事務局からご説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。ただいま、全会一致で議決いただきましたので、「専門部会の決議をもって審議会の決議とする」という、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の規定に基づきまして、手続を行わせていただきます。</p> <p>つきましては、本専門部会の報告書の（案）と答申文の（案）をご用意いたしますので、少々お時間をいただきますようお願い申し上げます。</p>
部会長	<p>それでは、事務局の準備が終わるまで、一時休会といたします。</p>
	【休会】
	【報告書（案）、答申文（案）を全員に配布】
部会長	<p>それでは、会議を再開いたします。</p> <p>まず事務局から、報告書について、ご説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。それではお配りしました報告書の（案）の方から、読み上げさせていただきます。</p>
	【報告書（案）朗読】

部会長	<p>ただいま委員の皆様に、報告書の（案）を確認いただきました。 この内容でよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
部会長	<p>それでは、専門部会の報告書について、ご了承いただいたことを確認いたしましたので、これをもって群馬地方最低賃金審議会会长あて、報告することとします。</p> <p>続いて、答申文について、ご説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。本日は、全会一致で議決をいただきましたので、本専門部会の決議は審議会の決議とさせていただき、答申文は審議会会长名で作成しております。</p> <p>それでは、答申文の（案）を読み上げさせていただきます。</p> <p>なお、別紙は報告書と同じでございますので、時間額のみ読み上げさせていただき、その他の項目は省略させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">【答申文（案）朗読】</p>
部会長	<p>委員の皆様に答申文の（案）を確認していただきましたが、この内容でよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、ご了承いただきましたことを確認いたしましたので、これをもって答申いたします。</p> <p style="text-align: center;">【部会長より基準部長へ答申文を手交】</p>
部会長	<p>答申が無事終わりました。</p> <p>各委員の方々のご協力により、全会一致で取りまとめることができました。</p> <p>大変ありがとうございます。</p> <p>それでは、今後の予定について、事務局からご説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご答申をいただきまして、誠にありがとうございました。</p> <p>まず、ご答申をいただきましたことに対しまして、津田労働基準</p>

	<p>部長からご挨拶を申し上げさせていただき、その後に、ご説明をさせていただきます。</p>
基準部長	<p>改めまして、労働基準部長の津田でございます。</p> <p>ただいま、■部会長から令和5年度の鉄鋼製造業特定最低賃金の改定につきまして、ご回答をいただきました。</p> <p>本年度の特定最低賃金の改正につきましては、去る8月9日に諮詢をさせていただき、その後、委員の皆様には真摯なご議論を賜りましたことにつきまして、厚く御礼を申し上げます。</p> <p>また、当専門部会の決議が、委員の皆様の合意に基づき、全会一致により行われましたことにつきまして、心より敬意を表する次第でございます。</p> <p>労働局といたしましては、この答申を踏まえまして、新たな特定最低賃金の発効に向け、所要の手続きを進めてまいります。また、併せて、多くの関係者の皆様に最低賃金制度の一層の周知を図り、その履行確保に努めてまいる所存でございます。</p> <p>最後に、委員の皆様方におかれましては、ご議論、ご尽力に重ねて感謝を申し上げます。御礼の挨拶とさせていただきます。</p> <p>誠にありがとうございました。</p>
事務局	<p>それでは、今後の予定につきまして、2点ご説明いたします。</p> <p>まず1点目でございます。</p> <p>特定最低賃金の効力発生日についてですが、4業種同一日としているところでございます。</p> <p>したがいまして、4業種すべての業種の答申が出揃いましたら、異議申出の公示をさせていただきます。</p> <p>公示の期間内に異議申出があった場合は、公示期間終了後に審議会を開催して、異議の審議を行っていただくことになります。</p> <p>異議申出がなく、官報公示の手続をとることが出来た場合、効力発生日は最短で12月29日となる予定でございます。ただし、官報に掲載できる件数の制限にかかる場合など、諸事情によって官報掲載日がずれて、効力発生日が遅れる場合もございますので、ご了承いただきますようお願いいたします。</p> <p>2点目です。</p> <p>官報に関連しまして、公示にあたり、公示文が法令用語に準拠する必要があるため、答申内容に影響を及ぼさない軽微な訂正が行われる場合がございます。</p> <p>その際には、最低賃金審議会長にご相談申し上げ、ご承認をいただくこといたしますので、併せてご了承いただきますようお願</p>

	<p>いいたします。 以上でございます。</p>
部会長	<p>今後の予定について、ご説明がありました。 1点目は、改正額の効力発生日は4業種同一日とすること。また、今後、異議申出の公示や官報公示の手続きを行うということですが、改正額の発効は、順調にいって12月29日となるということです。ただし、諸事情によりずれ込む場合もあるということです。 2点目は、官報公示に際し、答申文の軽微な訂正の取扱いについてです。 以上2点について、事務局説明のとおりでよろしいでしょうか。</p>
	【異議なし】
部会長	<p>ありがとうございました。 それでは、そのようにいたします。 それでは議題の(2)、最後にその他について、事務局から何かございましたらお願ひいたします。</p>
事務局	特にございません。
部会長	委員の皆様から、何かございますでしょうか。
	【特になし】
部会長	<p>ご意見等ないようです。 それでは、最後に確認をいたします。 本日の会議において、一部非公開とする発言や資料はなかったと思われますが、非公開事項はなしということでおよろしいでしょうか。</p>
	【異議なし】
部会長	<p>非公開事項はなしと確認いたしました。ありがとうございました。 以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。 これで、第2回特定最低賃金専門部会を閉会といたします。 ご審議お疲れ様でした。</p>